

事務連絡  
平成28年6月24日

(一社)富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長

### 舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

舗装切断作業時に切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、土木工事標準積算基準書（道路編）において、「舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理が必要な場合の処理等は別途計上する。」としてきたところです。

また、別添のとおり、国土交通省より排水処理の徹底について情報提供がありましたので、排水の処理について特記仕様書に明示し、適正な処理を徹底するよう、部内各所属に対し、下記のとおり通知したので参考送付します。

#### 記

##### 1 対象工事

舗装切断作業を含む工事

##### 2 設計積算について

別紙「舗装の切断作業時に発生する排水の処理の設計積算方法について」による。

##### 3 特記仕様書の記載例

特記仕様書には、以下の記載例を参考に条件明示することとする。

###### 例) 第〇〇条 舗装切断作業時に発生する排水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は、提示しなければならない。

##### 4 適用年月日

平成28年7月15日以降に作成する設計書から適用する。

ただし、既発注工事においても受発注者協議の上、適用可能なものについては平成28年7月15日から適用する。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)

## 「舗装の切断作業時に発生する排水の処理の設計積算方法について」

### 1 当初設計

積算計上しない。

(排水の性状等により、処理単価が異なる処理施設が多いこと等により、当初設計時に処理先の経済比較を行うことが困難なため。)

### 2 変更設計

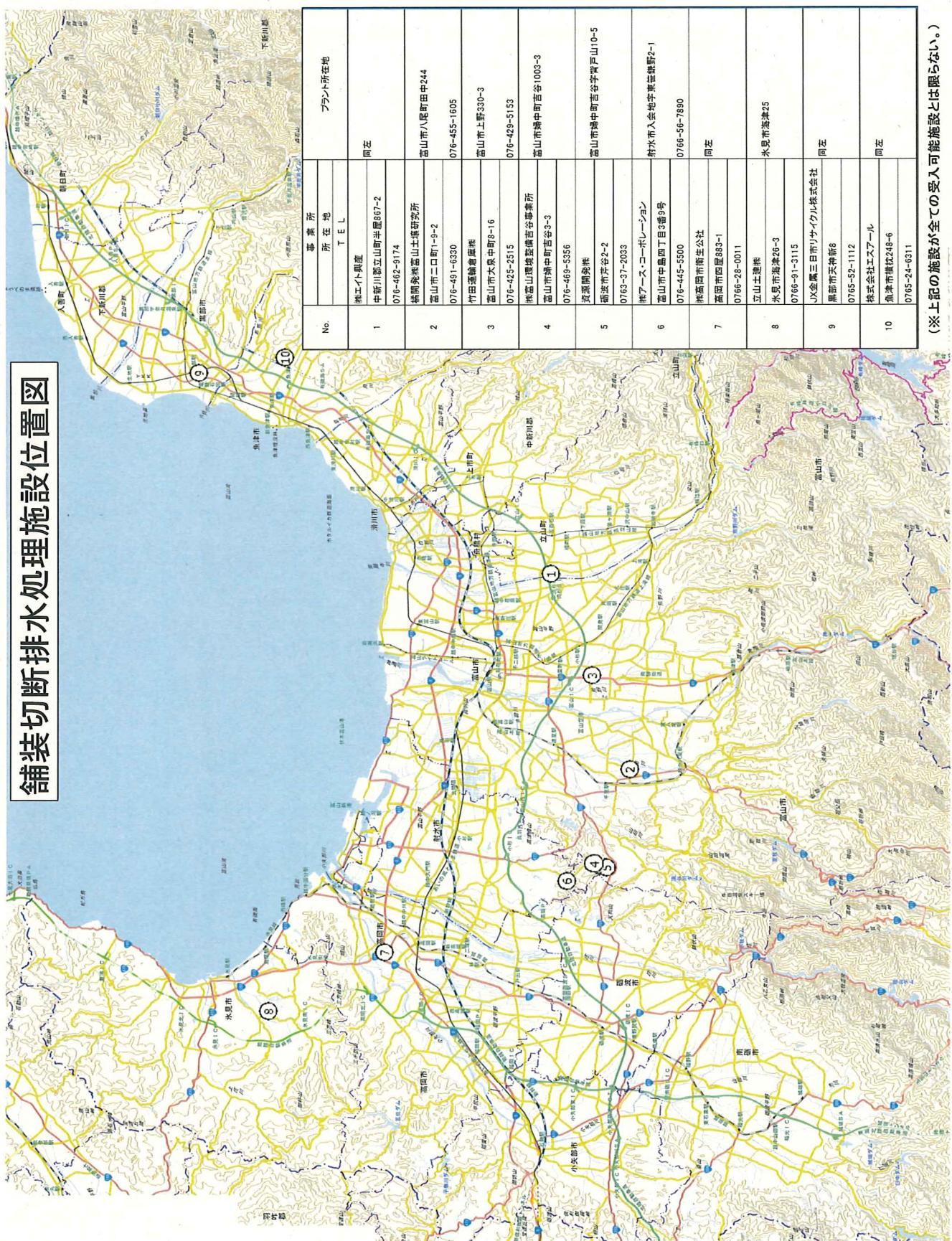
- ①受注者は排水の性状等をふまえ、原則として、現場周辺の処理施設3社以上から処理費用を見積りし、各処理施設ごとの運搬費と処理費についての見積を排水処理先の協議書として監督員に提出する。
- ②監督員は受注者から提出のあった協議書の内容を確認し、指示書で最も経済的となる処理施設に搬出することを受注者に指示する。
- ③変更設計に積算計上する。

### 3 参考 舗装の切断作業時に発生する排水の処理施設一覧

(※下記の施設が全ての受入可能施設とは限らない。)

No.	事業所	プラント所在地
	所在地	
	T E L	
1	株エイト興産	同左
	中新川郡立山町半屋867-2	
	076-462-9174	
2	橋開発㈱富山土壤研究所	富山市八尾町田中244 076-455-1605
	富山市二口町1-9-2	
	076-491-6330	
3	竹田運輸倉庫㈱	富山市上野330-3 076-429-5153
	富山市大泉中町8-16	
	076-425-2515	
4	株富山環境整備吉谷事業所	富山市婦中町吉谷1003-3
	富山市婦中町吉谷3-3	
	076-469-5356	
5	資源開発㈱	富山市婦中町吉谷字背戸山10-5
	砺波市芹谷2-2	
	0763-37-2033	
6	株アース・コーポレーション	射水市入会地字東笠籠野2-1 0766-56-7890
	富山市中島四丁目3番9号	
	076-445-5500	
7	株高岡市衛生公社	同左
	高岡市四屋883-1	
	0766-28-0011	
8	立山土建㈱	氷見市海津25
	氷見市海津26-3	
	0766-91-3115	
9	JX金属三日市リサイクル株式会社	同左
	黒部市天神新8	
	0765-52-1112	
10	株式会社エスアール	同左
	魚津市横枕248-6	
	0765-24-6311	

## 舗装切斷排水処理施設位置図



(※上記の施設が全ての受入可能施設とは限らない。)

事務連絡  
平成 28 年 3 月 31 日

新潟県 土木部 技術管理課長 殿  
富山県 土木部 建設技術企画課長 殿  
石川県 土木部 監理課技術管理室長 殿  
新潟市 土木部 技術管理課長 殿

国土交通省北陸地方整備局  
企画部 技術管理課長

舗装の切斷作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について（情報提供）

標記における、舗装断作業時に発生する排水の適切な処理方法の取り組み状況について別添のとおり情報提供しますので、関係者への周知等お願い致します。

担当：技術管理課検査係  
TEL 025-280-8880 (内 3326)



事務連絡  
平成28年3月18日

各地方整備局

北海道開発局

沖縄総合事務局

技術管理担当課長様

道路工事発注担当課長様

道路占用許可担当課長様

大臣官房

技術調査課 課長補佐

道路局

路政課道路利用調整室 課長補佐

国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成24年3月13日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成26年1月8日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成26年1月8日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

こと等により適正に対応されたい。

また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

(問い合わせ)

大臣官房技術調査課 事故分析係

道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係

国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係